

総務省国立研究開発法人審議会（第1回）議事録

1 日時 平成27年4月23日（木）15：00～

2 場所 総務省第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

酒井 善則(会長)、梅比良 正弘(会長代理)、黒田 道子、知野 恵子、
三谷 政昭 （以上5名）

（2）専門委員（敬称略）

入澤 雄太、大場 みち子、小林 英雄、末松 憲治、中須賀 真一、藤井 良一、
藤野 義之、藤本 正代、村瀬 淳、矢入 郁子、山崎 克之 （以上11名）

（3）総務省

西銘副大臣、武井官房総括審議官

(事務局)

野崎技術政策課長、山内宇宙通信政策課長、田沼技術政策課企画官、
北村技術政策課課長補佐、後藤宇宙通信政策課推進官

4 議 題

（1）会長互選

（2）会長代理の指名

（3）総務省国立研究開発法人審議会議事規則について

（4）総務省国立研究開発法人審議会について

（5）その他

開 会

【田沼企画官】 それでは時間になりましたので、ただいまから、第1回総務省国立研究開発法人審議会を開催いたします。

私は、事務局を担当しております情報通信国際戦略局技術政策課の田沼と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、会長が選出されますまでの間、私のほうで議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元をごらんいただければと思います。議事次第の下半分に資料のリストがついてございます。資料国研1-1としまして、皆様方の名簿をつけております。1-2としまして、議事規則の案がついております。1-3で審議会の任務等についてという資料がついております。そのほか参考資料ということで、資料1-1から1-7まで厚手の資料がついておりますのでご確認いただければと思います。もし不足の資料等ございましたら事務局のほうにお申しつけください。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。委員の皆様方におかれましては、今月10日付けで総務省国立研究開発法人審議会の委員、また専門委員として発令されておられます。名簿につきましては、先ほどご紹介いたしました資料のうちの資料国研1-1のとおりになっております。

本日は、委員の皆様6名のうちの5名にご出席いただいておりますので、定足数は満たしております。残念ながら水野委員のみご欠席です。

また、専門委員におかれましては11名の方々にご出席を頂戴しているところでございます。大森専門委員、生越専門委員、尾辻専門委員、小野専門委員、若林専門委員の各位は本日はご欠席でございます。

ここで、大変恐縮ではございますが、第1回目ということもございますので、委員の皆様方から、簡単にでございますが、お一言で結構ですので、自己紹介していただければと思います。恐縮ですが、私どもから見まして右手になります入澤委員からお願いできますでしょうか。

【入澤専門委員】 公認会計士の入澤と申します。よろしくお願いいたします。

【大場専門委員】 公立はこだて未来大学の大場と申します。よろしくお願いいたします。

【小林専門委員】 三重大大学の小林と申します。よろしくお願いいたします。

【末松専門委員】 東北大学の末松と申します。よろしくお願いいたします。

【中須賀専門委員】 東京大学の中須賀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
す。

【藤井専門委員】 名古屋大学の藤井でございます。よろしくお願いいたします。

【梅比良委員】 茨城大学の梅比良でございます。よろしくお願いいたします。

【黒田委員】 東京工科大学の黒田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【酒井委員】 放送大学の酒井でございます。よろしくお願いいたします。

【知野委員】 読売新聞の編集委員の知野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
す。

【三谷委員】 東京電機大学の三谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【藤野専門委員】 東洋大学の藤野でございます。よろしくお願いいたします。

【藤本専門委員】 富士ゼロックスの藤本と申します。よろしくお願いいたします。

【村瀬専門委員】 N T Tの村瀬でございます。よろしくお願いいたします。

【矢入専門委員】 上智大学の矢入と申します。よろしくお願いいたします。

【山崎専門委員】 長岡技術科学大学の山崎です。よろしくお願いいたします。

【田沼企画官】 ありがとうございます。

それでは、私ども総務省の西銘副大臣からご挨拶をお願いいたします。

【西銘副大臣】 皆様には日ごろより情報通信行政にご理解を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本年4月1日から総務省が所管するN I C T及びJ A X Aは、国立研究開発法人に移行いたしました。また、今年度から両法人の評価は総務大臣が行うこととなりました。総務省国立研究開発法人審議会は、総務大臣が国立研究開発法人の業績評価等を行うに当たり、専門的な視点からのご助言をいただくために設置されたものであります。

I C Tは、情報通信産業のみならず分野横断的に幅広い産業のイノベーション創出に貢献することから、今後我が国の持続的経済成長や地方創生にも非常に重要な役割を果たすものと考えております。I C Tによるイノベーション創出を促進するためには、その技術シーズを生み出すための基礎的・基盤的な研究開発をしっかりと進めていくことが必要であります。N I C T及びJ A X Aはそのような研究開発の中心的役割を果たすことが期待されております。したがって、両法人による研究開発の成果が最大化されますよう、業

績評価等に当たってご知見をお貸しいただければ幸いです。

結びに、総務省独立行政法人評価委員会から引き続いてお願いする先生方も多いと伺っております。今後ご支援をいただけますようお願いを申し上げます。ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

【田沼企画官】 ありがとうございました。それでは、西銘副大臣は所用がございますので、ここで退席をさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、私ども総務省側のメンバーを紹介させていただきます。大臣官房総括審議官の武井でございます。

【武井総括審議官】 武井でございます。よろしくお願いいたします。

【田沼企画官】 技術政策課長の野崎でございます。

【野崎課長】 よろしくお願いいたします。

【田沼企画官】 武井の左側におります、宇宙通信政策課長の山内でございます。

【山内課長】 山内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【田沼企画官】 私の右側におります、技術政策課の課長補佐の北村でございます。

【北村課長補佐】 よろしくお願いいたします。

【田沼企画官】 一番左側になりますが、宇宙通信政策課の推進官をしています後藤でございます。

【後藤推進官】 後藤でございます。よろしくお願いいたします。

【田沼企画官】 私は技術政策課の田沼と申します。よろしくお願いいたします。

議 題

(1) 会長互選

【田沼企画官】 それでは、お手元の議事次第をまたごらんいただければと思います。

次に、会長の選出をお願いしたいと思います。国立研究開発法人審議会令第4条第1項の規定に基づきまして、会長は委員の皆様が選挙することになっております。どうぞ委員の皆様方からのご推薦をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【黒田委員】 委員の皆様におかれましては、それぞれ見識の高い方々ばかりだと存じますけれども、これまで総務省独立行政法人評価委員会の委員長を務めてこられ、情報通

信技術分野における研究開発にも幅広い知識をお持ちである酒井委員が適任であると思います。私は、酒井委員をご推薦申し上げます。

【田沼企画官】 皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【田沼企画官】 ありがとうございます。

では、ただいま黒田委員からご推薦いただきました酒井委員を会長にということで決まりました。

それでは、ここからの議事進行につきましては酒井会長にお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【酒井会長】 酒井でございます。

お手元の議事次第に従いまして議事を進めていきたいと思います。

最初に、会長に選出されましたので、一言ご挨拶させていただきます。

この審議会は、総務大臣が国立研究開発法人に係る中長期目標の策定、毎年度の評価、中長期目標期間終了時における評価を行うときに意見を述べる重要な審議会と認識しております。恐らく、ただ評価だけではなくて、どのように評価するのかということは非常に難しいと思いますので、評価指標につきましても多分意見を言うことになるのではないかと思います。

私としましては、今回の制度改革の趣旨を踏まえまして、この新しい体制が軌道に乗るように努力してまいりますので、委員、専門委員の皆様におかれましてもご協力いただきますようお願い申し上げます。

(2) 会長代理の指名

【酒井会長】 続きまして、私が会長としてこの審議会を主宰できない場合の代行をお願いする会長代理を決めたいと思います。会長代理につきましては、規定によりまして会長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきたいと思います。会長代理は梅比良委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それではよろしくお願いいたします。

(3) 総務省国立研究開発法人審議会議事規則について

【酒井会長】　続きまして、本審議会における部会の設置及び審議会の議事の手続など、審議会の運営について定めます総務省国立研究開発法人審議会議事規則、これについてお諮りしたいと思います。事務局のほうから説明をお願いいたします。

【田沼企画官】　それでは、お手元の資料国研１－２をごらんいただければと思います。表題にございますとおり「総務省国立研究開発法人審議会議事規則（案）」でございます。読み上げる形で内容をご確認させていただければと思います。

総務省国立研究開発法人審議会令第９条の規定に基づき、総務省国立研究開発法人審議会議事規則を次のように定める。本日の日付でございます。会長名です。

第１条、目的でございます。総務省国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営については、この規則の定めるところによる。

第２条、会議の招集でございます。審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。第２項、会長は、会議を招集しようとするときは、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。）に対しあらかじめ議題、日時及び場所を通知しなければならない。第３項、会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員に対し文書による審議を行うことを通知し、会議をすることができる。なお、この会議を行った場合は、会長が招集する次の会議に報告しなければならない。

第３条、議長。会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第４条、審議会への資料の提出。審議会に対する付議にあたっては、総務大臣は、必要な資料を提出するものとする。

第５条、意見の聴取。会長は、その調査審議に当たり、必要と認めるときは、会議の議題に関し、広く意見を聴くことができる。第２項、審議会は、前項の意見の聴取に係る議題の調査審議に当たり、聴取した意見を参考としなければならない。

第６条、職員の出席。会長は、必要があると認めるときは、関係の職員を会議に出席させて、議題に関し説明させ、又は質疑に答えさせることができる。

第７条、公開に関する取扱い。会議は、原則として、公開とする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。第２項、会議における議事録及び配布資料（以下「議事録等」という。）は、原則として、公開とする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、議事録等の一部又は全部を非公開とすることができる。第３項、審議会の事務局は議事概要を速やかに作成し、審議会の承認を得て公開する。

第８条、部会。審議会に、次の表の上欄に掲げる部会を置き、それぞれ同表の下欄に掲

げる独立行政法人に係るものを処理することとする。情報通信研究機構部会は国立研究開発法人情報通信研究機構を担当します。その下の行でございます。宇宙航空研究開発機構部会につきましては、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構を担当するということでございます。第2項、部会の議事の手続その他部会の運営については、第2条から前条までの規定を準用する。第3項、この規定に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って決める。

第9条、部会の庶務。部会の庶務は、情報通信研究機構部会に係るものについては総務省情報通信国際戦略局技術政策課において、宇宙航空研究開発機構部会に係るものについては総務省情報通信国際戦略局宇宙通信政策課において処理する。

附則ということで、この規則は、平成27年4月23日、本日から施行するという内容でございます。

会長からのご説明もございましたとおり、本件につきましては、議事規則そのものに加えまして、この中で申し上げますと第8条におきまして部会の設置もあわせてお諮りしているということでご理解を賜ればと思っております。

以上でございます。

【酒井会長】 どうもありがとうございました。それでは、今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。これはよろしいでしょうか。

それでは、ご意見がないようでしたら、本審議会において議事規則につきましては、このように決定することにはいかがかと考えますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【酒井会長】 どうもありがとうございました。それでは、議事規則はこの形で決定とさせていただきます。

続きまして、議事規則にもありましたが、情報通信研究機構部会構成員、宇宙航空研究開発機構部会構成員を決定したいと思います。情報通信研究機構部会構成員と宇宙航空研究開発機構部会構成員は、総務省国立研究開発法人審議会令第5条第2項によりまして、私が会長として指名することとなっております。これからお配りする名簿のとおりいたしますので、よろしくお願いいたします。では、配ってください。

（名簿配布）

【酒井会長】 名簿が2枚配布されていると思います。このように構成員を決めたいと思いますので、各部会の構成員の皆様におかれましては、これからお忙しいところ恐縮で

すが、精力的な審議をお願いしたいと思います。

続きまして、総務省国立研究開発法人審議会の任務等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(4) 総務省国立研究開発法人審議会について

【田沼企画官】 お手元の資料国研1－3をごらんいただければと思います。「総務省国立研究開発法人審議会の任務等について」というタイトルがついております。

1枚おめくりいただけますでしょうか。独立行政法人制度全般の直しについての簡単なご説明でございます。点線の枠に書いてございますとおり、この改革につきましては、独立行政法人について、国民に対する説明責任を果たしつつ、政策実施機能を最大限に発揮できるように見直したというものでございます。これは平成26年6月の法律改正に基づきまして、今年の4月1日から新たな制度がスタートしたところでございます。

その制度改正の概要は大きく3つ、下に書いてございます。1つは、業務の特性を踏まえた法人の分類ということで、これまでは独立行政法人という1つのくくりであったところを、業務の特性に対応した法人のマネジメントを行うという視点で3つに分類し、その分類の1つが国立研究開発法人ということでございます。

2つ目、PDCAサイクルが機能する仕組みの構築ということで、これは主務大臣のもとで政策のPDCAサイクルを強化するというところで、冒頭のほうにもご説明等ございましたが、総務大臣がこの場合ですと評価を行うという体制に新たになったということでございます。

3つ目、法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入ということで、これにつきましては赤字で書いてございます、法人内部のガバナンスの強化ですとか、主務大臣による是正措置を可能にするといったことを整理したということでございます。以上が制度全般の大きな見直しの視点ということでございます。

2ページ目をごらんいただけますでしょうか。国立研究開発法人の評価の見直しということで、評価の体制がどう変わったかということを示しているものでございます。左側がこれまでの評価の体制、右側がこれからの体制ということになります。左側、この図で一言で申し上げますと、評価をしているのは誰かということが今回大きく変わるということになります。これまでにつきましては、点線でくくられております各省独法評価委員会、

そして、上にございます政府全体を見ている政策評価・独立行政法人評価委員会、こちらが評価の主体であったというのがこれまでの体制であったんですが、今年の4月1日からは主務大臣、この場合、私どもで言えば総務大臣となりますけれども、総務大臣が評価の主体となります。この国立研究開発法人審議会につきましては、その評価を行うに当たって意見を頂戴する審議会という位置づけになるということでございます。あと、政府全体の横串を通すという視点から、上のほうに点線でくくってございます独立行政法人評価制度委員会というのがございます。これにつきましては、中長期目標期間終了時に私どもの評価について通知をして、それについて意見等いただくという形でかかわってくるということでございます。

次のページをおめくりいただけますでしょうか。それでは、具体的にご意見を頂戴する内容がこれまでとどう変わるかというのがこの表で示されております。こちらの表は、これまでにつきましては右側に書いてございますとおり、評価そのもの、各事業年度に係る業務の実績の評価を行うといったような、事細かなことが義務として課せられていたところですが、新たな体制におきましては、左側に書いてございますとおり、例えば中長期目標の策定・変更を行う際にご意見をいただくとか、研究開発法人ということで申し上げれば、研究開発業務について主体的にこれまで以上にかかわっていただき、ここに集中していただくという体制をとっていただくという形の見直しがかかっているところでございます。ただ、左の下の方に点線で書いてございます、これまでの評価委員会の体制で見ていただいていた右側に書いてございます幾つかの項目につきましては、今後ともこの審議会においてご意見を頂戴したいと考えているところでございます。ご理解を賜ればと思っているところでございます。

次のページをごらんいただけますでしょうか。国立研究開発法人の業績評価及び中長期目標についてということで、新しい体制においてはこういった形で業績評価を行うか、あるいは中長期目標の策定を考えていくかということを示しているものでございます。これにつきましては、業績評価については上のオレンジの中に入れてございますが、「独立行政法人の評価に関する指針」というものがつくられております。これに基づいて評価をするということで、非常に大部な資料なんですけど、主立ったところを抜粋しますと、この中の4項目ほどになるということです。評価の基準を個別具体的に作成して、それに基づいて評価を実施します。評価は、中長期目標をもとにした項目別評定と、項目別評定を基礎とした法人全体を評価する総合評定というものをを行うということです。研究開発に係る事務及

び事業については、研究開発業務の特性等を踏まえ、適切な軸に基づいて評価をするということ。評価については原則としてS、A、B、C、Dの5段階で評価をするということで、Bを標準にするということで、大枠としてはこれまでの評価とは変わってはならないというところでございます。

中ほど、中長期目標についてはどうかといいますと、これも同じように「独立行政法人の目標の策定に関する指針」というものがつくられております。これに基づいて目標を設定していきなさいということになっておりますけれども、これにつきましては、研究開発法人については、四角の中にございます、研究開発成果の最大化ということが、これまでの業務の適正、効果的かつ能率的な業務運営ということに加えて新たな大きな目的とし定められたということがこれまでの制度と大きな違いということになります。これを踏まえて目標を設定していくということでございます。加えて、法人の役割、目標に応じて、中長期目標策定時に評価軸というものを設定して法人に提示するというので、今後、皆様方にご意見等頂戴するお話として、こういった業績評価に加えまして、中長期目標の設定に当たってこういった評価軸をつくるとか新しいものがございますので、引き続き、その都度ご説明をしながらご審議をいただきたいと思いますところでございます。

次のページをごらんいただけますでしょうか。この審議会におきます今後の想定スケジュールということでございます。大きく業務ということでございますのは、左にございますとおり業績の評価に係る部分と、これは特にNICTのほうになるんですけれども、中長期目標の策定ということで、NICTにつきましては今年度が中長期期間の最終年に当たり、来年度には中長期目標の策定というのが必要になってきます。今年度につきましては、年度の前半につきましてはこれまでと同様、NICT及びJAXAの業績評価を行っていただくということでございます。年度の後半になりますと、NICTの関係で先ほど申し上げた中長期目標関係のご審議をいただくということを想定しているということでご理解をいただければと思っております。

次のページ以下は参考ということでございますが、私どもないしは政府全体の関連の取り組みについての簡単な紹介になります。参考1ということで、表題「新たな情報通信技術政策の在り方」の検討状況についてということで、これは私ども総務省でICT関連の研究開発を主体とした施策についてのご審議をいただいているということの簡単な紹介でございます。これについては中ほど、帯で書いてございますとおり、NICTについては来年度、28年度から新たな中長期目標期間になるということもございますが、政府全体

で見ましても科学技術基本計画が5年ごとに定められておりまして、本年度がその最終年度に当たり、次年度にまた新たな基本計画がつくられるということも背景にしたご審議を、今、情報通信審議会において行っているということでございます。本件については2の検討の方向の右側を書いてございますが、昨年の12月に諮問し今ご審議いただいているところでございます。一番下を書いてございますように7月ごろに答申を予定しており、年度の後半で、先ほど申し上げました中長期目標のご審議に当たりましては、この答申も踏まえた議論をいただくということになる予定でございます。

またおめくりいただきまして、政府全体の審議の状況ということで、先ほど申し上げました科学技術基本計画の第5期についてのご審議の状況でございます。この資料の一番下を書いてございます今月の10日、総合科学技術・イノベーション会議において議論された資料をそのまま持ってきているというものでございます。まだまだ議論の中身はこれからということなんですけれども、第5期科学技術基本計画につきましては、その策定に当たって、中ほどに書いてございます3つの柱というものを立てております。1つは、未来の産業創造・社会変革に向けた取り組み、その右側にございます、経済・社会的な課題への対応、そして、これを支えるためにということで、下に書いてございます、基盤的な力の育成・強化、こういった視点で新たな計画をつくっているということでございます。加えて一番下を書いてございます、イノベーションシステムにおける様々な「壁」を打破するといった視点での検討も今進んでいるという状況でございます。このあたりの進捗につきましても、また機会を捉えてご説明をしたいと考えているところでございます。

また1枚おめくりいただきまして参考3でございます。こちらはJAXAが特にかかわりが深いということですが、新たな宇宙基本計画の概要ということでございます。宇宙基本計画につきましては、右の上のほうに赤字で書いてございますとおり、宇宙開発戦略本部が今年の1月に新たな計画を決定したところでございます。その背景といいますか問題意識というのが上のほうに書いてございまして、大きく2点ございます。1つ目は、国家安全保障に対する世の中の視点というのが非常に強くなってきたといったことを背景としていると。もう一つは、産業界に向けたメッセージをさらに発信していきたいと。こういった問題意識で計画がつけられたということでございます。

中ほどに、環境認識・基本スタンスとございますが、環境認識としては、宇宙空間におけるこれまでのパワーバランスの変化といった6つの項目が掲げられております。そういったことを踏まえてということで、宇宙政策の目標として大きく、宇宙安全保障の確保、

民生分野における宇宙利用促進、そして、産業・科学技術基盤の維持・強化といったことについて目標が定められているということでございます。

私ども総務省に関連した施策ということで申し上げますと、一番下の枠の中に書いてございますとおり、衛星通信・衛星放送に関する施策ですとか、リモートセンシングに関する分野の施策につきまして、この計画の中に盛り込まれているということで、今後、JAXAの評価等に当たりましては、こういったところもご意識しながらのご審議をいただくということになるという状況でございます。

駆け足でございましたが、以上が今般の国立研究開発法人審議会の発足に当たっての背景と、今後どういったことをご審議いただきたいかという概略ということになります。以上でございます。

【酒井会長】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

ちょっと聞き漏らしたんですが、今の資料の3ページのところで、旧の独立行政法人評価委員会の役割と、それから新しい国立研究開発法人審議会の役割が書いてありまして、一番下のほうの財務諸表とか剰余金の使途とか、そういったところは今回のほうではないように見えているんですけども、法人全体のガバナンス等についての議論というのはこういった項目についてもここである程度の議論もあるということなんでしょうか。

【田沼企画官】 はい。そういうことを想定しているということでご理解いただければと思います。

【酒井会長】 わかりました。

【野崎課長】 すみません、補足ですけれども、政府全体の「独立行政法人の評価に関する指針」という参考資料の国研1－6の資料がありますが、その16ページの下から、2の評価体制の（2）研究開発に関する審議会ということで、研究開発に関する審議会、まさにこの審議会が果たすべき役割についてここでまとめられておりまして、17ページの第1パラグラフのところで「長のマネジメントの在り方等についても確認し、国立研究開発法人の研究開発成果の最大化や、適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保に向けた運営改善につながる提言を行う。」とあります。したがって、研究開発成果の最大化以外に、効果的・効率的な業務運営がなされているかについて提言をいただくことになっておりますので、引き続き、財務などについてもこの場で助言をいただきたいということでございます。

【酒井会長】 わかりました。

それから、仮に、新しい評価軸とかそういったものができたときには、NICTでいうと次の中長期目標からという話になるわけですね。

【田沼企画官】 はい、そうなります。そういう意味では昨年度の評価につきましては、新たな制度がまさに今年度から始まったということもございますので、これまでの評価の仕方を踏襲するような形で行ってもよいという形になっております。

【酒井会長】 わかりました。

【梅比良委員】 JAXAはたしかこの間つくったばかりなんですけれども、そのときの同じような評価軸というのは、今年新たに設定するということになるのでしょうか。

【山内課長】 当面は今までのやり方を踏襲をさせていただきます。今の中期目標も宇宙基本計画に基づいて決められましたが、内容として変わったところは特段ありません。特にガバナンスに関しての変更点はありませんので、逆に先生方のご意見を踏まえて、国立研究開発法人としての評価をどうするのかという議論をさせていただきたいと思っております。

【梅比良委員】 わかりました。どうもありがとうございます。

【酒井会長】 ほかいかがでしょうか。

【藤井専門委員】 5ページなんですけれども、概算要求と次期中長期目標とのタイミングの問題なんです、次期中長期目標に基づいて次年度の概算要求をすることに実質的にはなるはずだと思うんですけれども、これについては概算要求のほうが先に出ることになります、その辺はどういうふうに調整されることになるのでしょうか。

【北村課長補佐】 NICTでも運営費交付金については基本的に理事長の裁量に任されており、渡し切りの交付金という形をとっておりますので、ひとまず概算要求はさせていただいて、後に中長期目標に従ってNICTなりJAXAのほうで実際に運用していただくという形になります。

【酒井会長】 ほかいかがでしょうか。今日のところはよろしいでしょうか。まだまだこれからいろいろ議論があると思いますけれども、全体の方針としてはこういう形ということできたいと思います。

それでは、ありがとうございました。一応、審議会としての議題はこれで終了なんです、委員の皆様から何か、どこの部分でも結構ですが、ご質問いただければと思います。よろしいでしょうか。

閉 会

【酒井会長】 それでは、本日の審議会は閉会といたします。どうもありがとうございました。